

京情個審答申第 29 号  
令和 6 年 1 月 26 日

京都府公安委員会  
委員長 増田 壽幸 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

個人情報一部開示決定及び個人情報不開示決定（不存在等）に  
係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和 4 年 4 月 18 日付け公委第 374 号及び同日付け公委第 375 号で諮問のあつた事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

- 1 令和4年4月18日付け公委第374号による諮問事案について、処分庁が一部非開示と判断した箇所のうち、別紙の文書26中の最下部並びに文書27中「対応結果状況」欄の16行目及び17行目については開示すべきである。  
その余の判断は、妥当である。
- 2 令和4年4月18日付け公委第375号による諮問事案について、処分庁が非開示（不存在等）とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年12月27日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に〇が〇で急変し、時間経過後に119番通報された音声と通報者が記録された資料、覚知してから現在までの（音声、録画、写真、医療データ類と下記を含める）全ての記録、全ての資料。119番通報を覚知して〇施設及び〇病院に駆けつけた者の氏名と役職が記載又は記録された資料の一切。その際、〇から〇の状況を告知された者の氏名とその記録。〇病院の救急室の中で〇の写真を撮った者の氏名と役職、その時に映した写真の全て、それに立ち会った全ての者の氏名と役職、〇病院から撤収する旨の指令をした者の氏名と役職、その時間が記載された記録と資料。同日、死亡した〇に関する全てのもの。遺族対応をした全ての者の氏名と役職、その時間と内容が記載された記録と資料。遺族に対して解剖の適切な説明を行わず、司法解剖にすべき遺体を新法解剖にした者の氏名と役職。解剖に立ち会った者の氏名、〇を〇警察署内に運び入れてから遺族に引き渡すまでの間に〇に触れた全ての者の氏名。調査、捜査、押収品、検視、検案、解剖、遺体安置、弁護士対応、現場検証、面会など、全ての記録、全ての資料。これらを担当した者（医師を含む）の氏名、及び、これらの者が作成した（写真を含む）全ての資料、一切の記録。霊安室で〇に面会した者の氏名、遺体管理者の氏名、押収品を管理した者の氏名、遺族対応をした者（全ての）氏名と役職、日時、その記録。医師及び弁護士を含み〇に関する話を担当者とした者の氏名とその内容。〇の相談、供述、主張、告知（郵送による文書、電話による会話を含む）等に関する全ての記録、資料の一切。それぞれに対応した者の氏名と役職。上記に関する（それぞれの日付・時刻・内容詳細）が記録された記録、資料。」を内容とする個人情報（以下「本件請求情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和4年4月18日付け公委第374号による諮問事案について
  - (1) 令和2年2月25日、処分庁は、本件請求情報が記録された公文書を別紙

に掲げる公文書（以下「本件対象文書」という。）と特定した上で、個人情報一部開示決定（以下「本件一部開示処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報一部開示決定通知書を送付した。

(2) 令和2年5月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件一部開示処分を不服として審査庁である京都府公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

(3) 令和4年4月18日、諮問庁である京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求1に対する裁決について諮問した。

3 令和4年4月18日付け公委第375号による諮問事案について

(1) 令和2年2月25日、処分庁は、本件対象文書を除き本件請求情報が記録された公文書を作成しておらず、保有していないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件不開示処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。

(2) 令和2年5月26日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件不開示処分を不服として審査庁である京都府公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

(3) 令和4年4月18日、諮問庁は、条例第28条第1項の規定により、審議会に本件審査請求2に対する裁決について諮問した。

### 第3 本件審査請求の趣旨

- 1 本件審査請求1の趣旨は、本件処分を取り消し、全ての情報の開示を求めるといふものである。
- 2 本件審査請求2の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといふものである。

### 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、本件審査請求1及び本件審査請求2に係るそれぞれの審査請求書、反論書及び反論書2並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりと解される。

京都府〇警察署（以下「〇署」という。）管内の施設で変死した審査請求人の〇について、明らかに当該施設の関係者が犯人であると考えられるにも

かかわらず、京都府警察本部（以下「府警本部」という。）及び京都府〇警察署員（以下「〇署員」という。）は、適正な捜査を行わず、関係資料や記録も事件性がなかったかのように仕組まれていることが、開示された一部の資料や記録から確認できた。

審査請求人は、遺族として〇が変死（殺害）に至った経緯と警察の捜査等を知る権利があり、犯人逮捕のため、情報を開示すべきである。

警察は、府警本部による大きな不正（証拠の改ざん・ねつ造・その他の犯罪）が発覚するから不開示としているのであり、このこと自体が、次の犯罪に繋がりにかねない。

## 第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の本件審査請求1及び本件審査請求2に係るそれぞれの弁明書及び再弁明書並びに当審議会における諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 令和4年4月18日付け公委第374号による諮問事案について

(1) 本件請求の対象文書として特定した公文書は、審査請求人の〇が死亡した事案（以下「本件事案」という。）に関し、地域警察官が日々の活動を勤務日毎に時系列で記録した文書であって、本件事案に係る現場に臨場した〇署地域課勤務員が作成したもの（別紙の文書1）、変死体を発見した旨の通知を受けて現場に臨場した〇署地域課員からの第一報をとりまとめて京都府〇警察署長（以下「〇署長」という。）が処分庁に報告するもの（別紙の文書2）、〇署刑事課職員が自らの初動取扱状況を取りまとめて〇署長に報告したもの（別紙の文書3）、本件事案の各状況等を時系列で報告したもの（別紙の文書4）、〇署刑事課職員が検視等の結果をとりまとめて作成したもの（別紙の文書5）、〇署霊安室において、検視官が行った死体調査の内容及び結果を記載したもの（別紙の文書6）、鑑定資料の鑑定を科学捜査研究所長に依頼した際に〇署刑事課が作成したもの（別紙の文書7及び文書8）、〇署長が囑託した鑑定資料の鑑定結果について電話回答を受けた〇署員が作成したもの（別紙の文書9）、コンピュータ断層撮影画像診断を依頼した際に作成されたもの（別紙の文書11）、死体を解剖した際の写真記録（別紙の文書14）、〇署員が死体を審査請求人に引き渡す際に作成されたもの（別紙の文書16）、死亡者を処置した医師から聴取した結果を記録したもの（別紙の文書17）、〇消防局〇消防署員から聴取した結果を記録したもの（別紙の文書18）、〇署を来訪した弁護士及び審査請求人との対応内容を記録したもの（別紙の文書19）、死亡者が発見された施設の長から聴取した結果と死亡発見場所を確認した結果を記録したもの（別紙の文書20）、処分庁を来訪した審査請求人からの苦情申し立てを聴取し、記録したもの（別紙の文書26）並びに文書26に記

載された苦情内容に調査対応した結果を記録したもの（別紙の文書27）を含む別紙に掲げる公文書である。

(2) そして、本件対象文書（別紙の文書10、文書12、文書13、文書15及び文書21から文書25までを除く。）については、それぞれ不開示とすべき部分が含まれており、その不開示の理由はそれぞれ次のとおりであることから本件一部開示処分を行ったものである。

ア 審査請求人以外の者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分は、条例第13条第2項第1号により同条第1項第1号及び第7号に該当する情報である。

イ 職員の氏名及び印影は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等に該当する者のものであり、これは条例第13条第2項第2号及び京都府個人情報保護条例施行規則（平成18年京都府公安委員会規則第9号。以下「条例施行規則」という。）第2条に該当する情報である。

ウ 審査請求人以外の者との対応内容が記録されている部分（別紙の文書3、文書5、文書17、文書18及び文書20）は、これらの情報が開示されると、今後、審査請求人以外の者が警察への事情聴取に際して事実関係を述べることを避けるなど、警察が事実を迅速かつ正確に把握できなくなるほか、警察と審査請求人以外の者との信頼関係が損なわれることが予想されるなど、警察活動の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第2項第1号により同条第1項第7号に該当する情報である。

エ 警察が死因調査のために行った調査の内容及びその結果が記録されている部分（別紙の文書3から文書9まで、文書14、文書17及び文書18）は、これらの情報が開示されると、犯罪死か非犯罪死かの判断に当たっての「着眼点」が明らかになり、今後発生する事案における死因究明という事務事業の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、条例第13条第2項第1号により同条第1項第7号に該当する情報である。

同時に、上述の「着眼点」は同種の犯罪の捜査における着眼点でもあり、これらの情報が開示されると、今後の犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、これらの情報は同条第2項第3号に該当する情報でもある。

オ 本件事案の取扱いにおける警察の調査内容、措置及び所見に基づいて行った警察の措置が記録されている部分（文書26及び文書27）は、これらの情報が開示されると、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるなど今後の警察活動の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあることから条例第13条第2項第1号により同条第1項第7号に該当する情報である。

カ 警察の内線番号が記録されている部分は、開示されると警察業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第1項第7

号に該当する情報である。

- (3) 一方、本件対象文書のうち、別紙の文書10、文書12、文書13、文書15及び文書21から文書25までの公文書については、その全部を開示したものである。
- (4) 審査請求人の主張は、警察の変死取扱いにおける職務執行に関する苦情であり、これは本件一部開示処分に対する審査請求とは無関係のものである。
- (5) 以上のことから、本件審査請求1には理由がなく、処分庁が一部開示とした判断は、妥当である。

## 2 令和4年4月18日付け公委第375号による諮問事案について

- (1) 本件請求情報のうち、119番通報を端緒とした消防機関が保有する音声等を含む記録は、処分庁では入手できないものであり、処分庁は個人情報の開示請求先として不適切である。
- (2) 本件請求情報が記録された公文書について、処分庁が作成し、又は保有するものを本件対象文書として特定し、1の(2)及び(3)のとおりその一部又は全部を開示したところである。  
この旨、審査請求人に対して重ねて説明を行ったところであるが、理解を得られなかったことから、本件対象文書以外は、作成しておらず、保有していないことを明らかにするため、本件不開示処分を行ったものである。
- (3) 審査請求人の主張は、警察の変死取扱いにおける職務執行に関する苦情であり、これは本件不開示処分に対する審査請求とは無関係のものである。
- (4) 以上のことから、本件審査請求2には理由がなく、処分庁が不開示（不  
存在等）とした判断は、妥当である。

## 第6 審議会の判断理由

### 1 令和4年4月18日付け公委第374号による諮問事案について

- (1) 条例においては、個人情報の開示を請求する本人への開示を原則とするところである。しかしながら、一定の場合には例外的に不開示とせざるを得ない個人情報があることから、これらを限定的に類型化し、これらのいずれかに該当する個人情報については、開示請求があっても実施機関が開示を拒むことができることを定めたのが、条例第13条で

ある。

- (2) 条例第13条第2項第1号により適用される同条第1項第1号は、開示請求の対象となった個人情報に請求者以外の者の個人情報が含まれる場合において、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、他の個人のプライバシーを最大限に保護するため、当該情報が、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである場合には、不開示とすることを認めたものである。

したがって、審査請求人以外の者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分は、条例第13条第2項第1号により同条第1項第1号に該当する情報であり、これを非開示としたことは妥当である。

- (3) 条例第13条第2項第1号により適用される同条第1項第7号は、府が行う事務事業の中には、その性質に照らして、これに関係する個人情報を開示すると、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものがあるので、これらに係る情報は不開示とすることを定めたものである。

したがって、審査請求人以外の者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号が記録されている部分、審査請求人以外の者との対応内容が記録されている部分、警察が死因調査のために行った調査の内容及びその結果が記録されている部分並びに警察の内線番号が記録されている部分は、条例第13条第2項第1号により同条第1項第7号に該当する情報であり、これを非開示としたことは妥当である。

- (4) 条例第13条第2項第2号は、公務員の氏名等であって、公にすることにより当該公務員個人の生命、身体、財産等を侵害されるおそれが典型的に認められるものについては、公安委員会規則で定めることができることを規定したものである。

当該規定を受け、条例施行規則第2条において、「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等」と定めているところである。

したがって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、条例第13条第2項第2号及び条例施行規則第2条に該当する情報であり、これを非開示としたことは妥当である。

- (5) 条例第13条第2項第3号は、取得された個人情報は(1)で示したとおりできる限り本人に開示すべきであるものの、開示することにより今後の犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを認めたものである。

したがって、警察が死因調査のために行った調査の内容及びその結果が記録されている部分は、条例第13条第2項第3号に該当する情報であり、これを非開示としたことは妥当である。

- (6) 別紙の文書26及び文書27は、京都府警察に対する苦情及び要望等の申し出があった際に作成される公文書であり、「警察の措置が記録されている部分」及び「警察の所見及び調査内容が記録されている部分」については開示すれば正確な事実の把握や適切な事案対応を困難にするおそれがある旨、諮問庁の職員により当審議会に対して申述があった。

しかしながら、別紙の文書26中の最下部並びに文書27中「対応結果状況」欄の16行目及び17行目については、単なる事実の記載にとどまるものであり、条例第13条第2項第1号により適用される同条第1項第7号に該当する情報であるとはいえず、開示することが妥当である。

(7) 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」の1のとおり判断するものである。

2 令和4年4月18日付け公委第375号による諮問事案について

- (1) 審査請求人は、本件請求情報に対して特定された本件対象文書以外にも対象となる文書があるはずであるとして、本件審査請求2を申し立て、本件請求情報の全ての公開を求めていると解される。
- (2) しかしながら、本件請求情報が記録された公文書が本件対象文書の他には存在しない旨の当審議会における諮問庁の職員による説明に不合理な点はない。また、処分庁の説明を覆し、本件請求情報に対する文書の特定漏れを推認させるような特段の事情も認められない。

(3) 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」の2のとおり判断するものである。

- 3 なお、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）第2条第1項各号に規定する事項を処理する組織であり、処分庁の職務執行に係る適否や違法性の有無を審議する組織ではないことを念のため、申し添える。



参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4月19日	諮問書の受理
令和4年 6月28日	第1回審議会
令和4年10月21日	第2回審議会
令和4年12月13日	第3回審議会
令和5年 2月 8日	第4回審議会
令和5年 6月 9日	第5回審議会
令和5年10月24日	第6回審議会
令和6年 1月11日	第7回審議会
令和6年 1月26日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 原 田 大 樹  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子

別 紙

- 1 活動記録補助用紙
- 2 死体発見報告（第一報）兼検察官に対する変死体発見通知書
- 3 ○ ○変死事案にかかる初動取扱状況について
- 4 死亡事案時系列
- 5 死体調査等記録書
- 6 外表検査記録
- 7 鑑定嘱託書（平成30年12月 1 日付け○刑第捜4369号）控え
- 8 鑑定嘱託書（平成30年12月 1 日付け○刑第捜4369号）
- 9 電話受発信書「鑑定嘱託に対する回答について」
- 10 本屍○の意思確認について
- 11 画像検査依頼書
- 12 解剖委託書
- 13 執刀医コメント
- 14 解剖写真
- 15 死体検案書
- 16 死体及び所持品引取書
- 17 ○処置医師からの聴取結果（補充聴取分）
- 18 救急隊からの再聴取
- 19 ○メモ
- 20 死亡者発見場所（部屋）ベランダの確認結果
- 21 死体調査等結果書交付要望書
- 22 死体調査等結果書交付要望書（写し）
- 23 死体調査等結果書
- 24 鑑定書
- 25 （○警察署にお話した事）
- 26 広聴事案受理票
- 27 広聴事案対応結果